

中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱

平成 19 年 6 月 1 日制定

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 6 月 28 日改正

第 1 目 的

この要綱は、平成 27 年度に向けて、兵庫県内の中小規模の事業者に対する温室効果ガスの排出の抑制に関する事項等を定めた計画書(以下「排出抑制計画書」という。)の作成等について定め、事業者の自主的な取組みを推進することを目的とする。

第 2 事業者

この要綱において「事業者」とは、大気汚染防止法第 6 条第 1 項の規定に基づきばい煙発生施設の設置の届出をしている者、電気事業法第 4 8 条第 1 項の規定に基づき電気工作物工事計画(ばい煙発生施設に限る。)の届出(非常用発電設備のみの届出を除く。)をしている者、ガス事業法第 3 6 条の 2 第 1 項の規定に基づきガス工作物の工事計画(ばい煙発生施設に限る。)の届出をしている者、鉱山保安法第 1 3 条第 1 項の規定に基づき特定施設の工事計画(ばい煙発生施設に限る。)の届出をしている者であって、環境の保全と創造に関する条例第 1 4 2 条の 2 第 1 項に規定する特定規模排出事業者に該当するものを除く。

第 3 排出抑制計画等の作成

事業者は、排出抑制計画書及びこの計画に基づく措置の実施状況等を記載した排出抑制措置結果報告書を提出期限までに兵庫県農政環境部環境管理局温暖化対策課あて提出する。

1 温室効果ガス排出抑制措置の選定

事業者は、法令の基準等に準拠し、別表に掲げる排出抑制措置の事例を参考に効果的な排出抑制措置を具体的に定める。

なお、この場合においては、温室効果ガス削減に係る数量的な目標を設定するよう努める。

2 温室効果ガスの排出抑制目標の設定

事業者は、平成 24 年度における事業活動に伴う燃料、熱及び電気(以下「燃料等」という。)の使用量等を把握するとともに、排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮したうえ、平成 27 年度の排出抑制目標を設定する。

なお、目標の達成に向けて排出抑制措置の推進状況及び実施結果の点検を行う。

3 排出抑制計画書及び排出抑制措置結果報告書

(1) 排出抑制計画は、様式第 1 号により作成する。

(2) 排出抑制措置結果報告書は、様式第 2 号により作成する。

4 提出期限

(1) 排出抑制計画は、当該要綱の対象となった翌年度の 8 月末までに提出する。

(2) 排出抑制措置結果報告書は、毎年 8 月末までに提出する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 6 月 2 8 日から施行する。

別 表

区 分	排 出 抑 制 措 置 の 事 例
1 エネルギーの使用の合理化	1 建物外気温が低い場合における外気導入による冷房用エネルギーの削減 2 空気調和設備(以下「空調設備」という。)におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の高効率熱源機器の採用 3 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の採用 4 照明設備における高効率蛍光灯又はインバータ制御による照度調整設備の採用 5 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用 6 高効率給湯機器の採用 7 二酸化炭素原単位の低いエネルギーの利用 8 太陽光発電、風力発電その他の自然エネルギーの利用 9 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用 10 ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)の導入等によるエネルギー管理システムの採用 11 空調設備等の設備機器の効率の良い運転のための点検及び保守管理 12 夏期冷房摂氏28度、冬期暖房摂氏20度の維持による室内温度管理の適正化 13 空調設備又はエレベーターの台数制御その他のエネルギーの使用の合理化に配慮した運転手法の採用 14 昼休みの一斉消灯 15 会議室などの冷暖房機器の使用後の運転停止 16 小集団活動等を通じた省エネルギー活動 17 エネルギー使用設備の管理規程の見直し・管理体制の充実
2 自動車等に関する対策	1 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入 2 公共交通機関の利用による自動車使用の低減 3 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 4 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 5 アイドリングストップ 6 経済的な運転の励行
3 製造工程における対策	1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備 2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制 3 製造工程における廃熱の利用 4 最適燃焼制御 5 工程の削減・連続化 6 高性能・高機能設備の導入
4 廃棄物の排出抑制・再利用	1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル

様式第1号

排出抑制計画書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

工場等の名称			
工場等の所在地			
業種			
事業の概要			
これまでに講じた温室効果ガス排出抑制措置			
平成27年度までに講じる予定の温室効果ガス排出抑制措置			
二酸化炭素排出量	基準年度(平成24年度) [kg-CO ₂]	目標年度(平成27年度) [kg-CO ₂]	対基準年度比 (%)
連絡先	担当部署・担当者氏名		
	電話番号	FAX番号	
	電子メールアドレス		

別紙

各年度における二酸化炭素排出量

	使用の区分	燃料等の種類	使用量 (C)	単位	単位発熱量 (MJ) × 二酸化炭素排出係数 (D)	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂) (C) × (D)
平成24年度 (基準年度・実績)	燃料としての利用	灯油		リットル	2.49	
		A重油		リットル	2.71	
		B重油		リットル	3.00	
		C重油		リットル	3.00	
		都市ガス(13A)		m ³	2.25	
		液化石油ガス(LPG)		kg	3.00	
		液化天然ガス(LNG)		kg	2.70	
		ガソリン		リットル	2.32	
		軽油		リットル	2.59	
		電力会社から供給される電気			kWh	0.282
	熱供給事業者から供給された熱			MJ	0.060	
	二酸化炭素排出量合計					*
平成25年度 (計画)	燃料としての利用	灯油		リットル	2.49	
		A重油		リットル	2.71	
		B重油		リットル	3.00	
		C重油		リットル	3.00	
		都市ガス(13A)		m ³	2.25	
		液化石油ガス(LPG)		kg	3.00	
		液化天然ガス(LNG)		kg	2.70	
		ガソリン		リットル	2.32	
		軽油		リットル	2.59	
		電力会社から供給される電気			kWh	0.282
	熱供給事業者から供給された熱			MJ	0.060	
	二酸化炭素排出量合計					
平成26年度 (計画)	燃料としての利用	灯油		リットル	2.49	
		A重油		リットル	2.71	
		B重油		リットル	3.00	
		C重油		リットル	3.00	
		都市ガス(13A)		m ³	2.25	
		液化石油ガス(LPG)		kg	3.00	
		液化天然ガス(LNG)		kg	2.70	
		ガソリン		リットル	2.32	
		軽油		リットル	2.59	
		電力会社から供給される電気			kWh	0.282
	熱供給事業者から供給された熱			MJ	0.060	
	二酸化炭素排出量合計					

	使用の区分	燃料等の種類	使用量 (C)	単位	単位発熱量 (MJ) × 二酸化炭素排出係数 (D)	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂) (C) × (D)
平成27年度(目標年度・計画)	燃料としての利用	灯油		リットル	2.49	
		A重油		リットル	2.71	
		B重油		リットル	3.00	
		C重油		リットル	3.00	
		都市ガス(13A)		m ³	2.25	
		液化石油ガス(LPG)		kg	3.00	
		液化天然ガス(LNG)		kg	2.70	
		ガソリン		リットル	2.32	
		軽油		リットル	2.59	
		電力会社から供給される電気		kWh	0.282	
		熱供給事業者から供給された熱		MJ	0.060	
	二酸化炭素排出量合計				*	

注)燃料種別ごとの単位発熱量及び二酸化炭素排出係数は、以下のとおりである。
 なお、電気及び熱の使用の二酸化炭素排出量は、使用量 × 二酸化炭素排出係数で求める。

使用の区分	燃料等の種類	単位発熱量 (MJ)	二酸化炭素排出係数
燃料としての利用	灯油	36.7	0.0678
	A重油	39.1	0.0693
	B重油	41.9	0.0715
	C重油	41.9	0.0715
	都市ガス(13A)	45.0	0.0499
	液化石油ガス(LPG)	50.8	0.0590
	液化天然ガス(LNG)	54.6	0.0495
	ガソリン	34.6	0.0671
	軽油	37.7	0.0686
		電力会社から供給される電気	-
	熱供給事業者から供給された熱	-	0.060

様式第2号

排出抑制措置結果報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....

工場等の名称		
工場等の所在地		
業 種		
平成 年度に実施した温室効果ガス排出抑制措置の状況		
平成 年度における二酸化炭素排出量	(kg-CO ₂)	
連絡先	担当部署・担当者氏名	
	電話番号	F A X 番号
	電子メールアドレス	

別紙

平成 年度における二酸化炭素排出量

使用の区分	燃料等の種類	使用量 (C)	単位	単位発熱量 (MJ) × 二酸化炭素 排出係数(D)	二酸化炭素 排出量 (kg-CO ₂) (C) × (D)
燃料としての利用	灯油		リットル	2.49	
	A重油		リットル	2.71	
	B重油		リットル	3.00	
	C重油		リットル	3.00	
	都市ガス(13A)		m ³	2.25	
	液化石油ガス(LPG)		kg	3.00	
	液化天然ガス(LNG)		kg	2.70	
	ガソリン		リットル	2.32	
	軽油		リットル	2.59	
電力会社から供給される電気を使用	電気		kWh	0.282	
熱供給事業者から供給された熱の使用	熱		MJ	0.060	
二酸化炭素排出量 合計					

注1) 電気及び熱の使用の二酸化炭素排出量は、使用量 × 二酸化炭素排出係数で求める。

注2) 電気の使用に係る二酸化炭素排出係数については、関西電力㈱の目標値(H20～H24の5か年平均)を用いている。他の電気事業者からの電気を使用している場合、排出係数を変更しても差し支えない。

注3) 液化石油ガス(LPG) 1m³ = 2.18kg
液化天然ガス(LNG) 1m³ = 0.714kgを用いて計算してください。

注4) 燃料種別ごとの単位発熱量及び二酸化炭素排出係数は、以下のとおりである。

使用の 区分	燃料等の種類	単位発熱量 (MJ)	二酸化炭素 排出係数
燃料としての利用	灯油	36.7	0.0678
	A重油	39.1	0.0693
	B重油	41.9	0.0715
	C重油	41.9	0.0715
	都市ガス(13A)	45.0	0.0499
	液化石油ガス(LPG)	50.8	0.0590
	液化天然ガス(LNG)	54.6	0.0495
	ガソリン	34.6	0.0671
	軽油	37.7	0.0686
電力会社から供給される電気		-	0.282
熱供給事業者から供給された熱		-	0.060